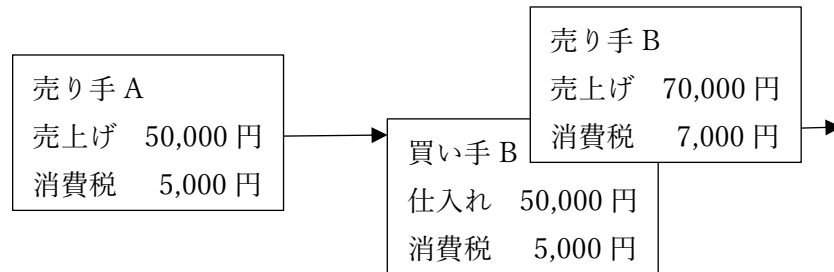


## 消費税インボイス制度とは

### 1 消費税とは

売り手 A が買い手 B に 50,000 円（消費税 5,000 円）の商品を売り、B が商品を加工し 70,000 円（消費税 7,000 円）で売った場合、売り手 B は消費税 2,000 円（7,000 円－5,000 円）を税務署に収める。



### 2 インボイスとは

インボイスとは請求書のことであるが、この制度においては適格請求書のことである。すなわち、①登録番号、②年月日、③取引内容、④適用税率（10 or 8%）、⑤消費税額等、⑥事業者名を記入した請求書を言う。なお下記は一部を示す

請求書 (株)◇◇商店		
登録番号 T0123		
日付	品名	金額
11/1	商品 X	12,000 円
11/16	商品 Y	18,000 円
合計 30,000 円		消費税 3,000

登録事業者になるともらえる

### 3 インボイス制度とは

インボイス制度とは税務署が消費税を確実にとるために精緻化した仕組みである。2023(令和5)年10月1日から始まる。

手順1：売り手（上記 A）が登録事業者になる（＝申請が必要）。

手順2：取引業者（上記 B）は A に対しインボイスによる請求を要求する。

そのうえで、B は消費税を税務署に収める。

### 4 効果（推察）

現在、課税事業者（売上高 1,000 万円超）と免税事業者（売上高 1,000 円以下）があり、免税事業者は消費税を支払わなくても許されるが、免税事業者の消費税「免税」が許されなくなるであろう。

### 5 考察

官公庁、大企業、金融機関は中小企業との取引において適格請求書での請求（すなわち、登録事業者になる）を要求するであろう。しかし、登録時事業者になることは義務ではない。

もし売上高が今後とも 1,000 万円を超えなくて、かつ大企業などとの取引が予想されない場合、登録事業者になることにメリットがあるのか不明である。しばらく様子を見るほうが賢明であろう。